



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 水道機工株式会社

代 表 者 代表取締役社長 角川 政信

(コード番号 6403)

問合せ先責任者 取締役管理部門担当 石井 克昌

(TEL 03-3426-2131)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 113 回定時株主総会（以下「本株主総会」）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に変更することといたしました（以下「本単元株式数変更」）。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(参考)東京証券取引所における売買単位は、株式売買後の振替手続きの関係から平成 29 年 9 月 27 日をもって 100 株に変更されることとなります。

##### (3) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」（本単元株式数変更を含む。）に関する各議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するに当たり、当社株式の売買単位あたりの価格について、東京証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）を考慮し、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施することといたしました（以下「本株式併合」）。なお、本単元株式数変更および本株式併合に伴い、当社株式の売買における売買単位（金額）は従前に比して 2 分の 1 の水準となります。

## (2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

### ③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	21,479,844 株
併合により減少する株式数	17,183,876 株
併合後の発行済株式総数	4,295,968 株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

## (3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5 株未満所有株主	90 名 ( 6.6%)	127 株 (0.0%)
5 株以上所有株主	1,280 名 (93.4%)	21,479,717 株 (100.0%)
総株主	1,370 名 (100.0%)	21,479,844 株 (100.0%)

上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、5 株未満をご所有の株主様 90 名（所有株式数 127 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、自己の有する単元未満株式を買取るよう、当社に対して請求可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

## (4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、または自己株式として当社が買取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

## (5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29 年 10 月 1 日をもって、株式併合割合（5 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	30,000,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）	6,000,000 株

## (6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合（「3. 定款の一部変更」を含む。）に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

上記「2. 株式併合」に関する議案が本株主総会において承認可決されることを条件として、本株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、上記「1. 単元株式数の変更」における単元株式数 **1,000** 株から **100** 株への変更のため、現行定款第8条を変更するものであります。(以下「本定款一部変更」)

なお、本定款一部変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成 **29** 年 **10** 月 **1** 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

#### (2) 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>3,000</u> 万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>600</u> 万株とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条～第36条 (条文省略)	第9条～第36条 (現行どおり)
附則	附則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(新設)	<u>第2条 第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)の規定の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとする。</u>
	<u>第3条 本附則第2条および第3条は、附則第2条による第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)の規定の変更の効力発生をもってこれを削除する。</u>

#### (3) 定款変更の条件

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 4. 日程

平成 29 年 5 月 9 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 29 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬 (予定)	端数株式処分代金のお支払い

(参考)本単元株式数変更および本株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日です。

#### 5. 添付資料

(ご参考)単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

以上

## 【添付資料】

(ご参考) 単元株式数変更および株式併合に関する Q&A

### Q 1. 単元株式数とは何ですか。

A 1. 単元株式数とは、株主総会での議決権の単位や、証券取引所での売買単位となっている株式数のことです。当社は今まで **1,000** 株単位であったものを今回 **100** 株単位に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とは何ですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない株式とすることです。今回当社は、**5** 株を **1** 株に併合する予定です。

### Q 3. 単元株式数変更と株式併合を行う理由は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、売買単位を **100** 株に統一することを目指しており、平成 **30** 年 **10** 月 **1** 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を **100** 株とすることを決めました。当社は東京証券取引所へ上場する企業として、この趣旨を尊重し、且つ東京証券取引所が望ましいとしている売買単位あたりの価格水準 (**5** 万円以上 **50** 万円未満) を考慮し、単元株式数変更および株式併合を行う予定です。

### Q 4. 株式併合によって株数が減少すると資産価値が下がってしまいませんか。

A 4. 株式併合を行っても、会社の資産や資本の状況は変化しません。従いまして、株主様ご所有の当社株式における資産価値も変わりません。具体的には、下記例示をご覧ください。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	<b>1,000</b> 株	<b>200</b> 株	<b>5</b> 分の <b>1</b> に減少
株価	<b>330</b> 円	<b>1,650</b> 円	<b>5</b> 倍に増加
資産価値 (株式数*株価)	<b>330,000</b> 円	<b>330,000</b> 円	変化なし

### Q 5. 所有株式と議決権はどうなりますか。

A 5. 今回の単元株式数変更と株式併合による株主様の所有株式と議決権の変化を下記にて例示致します。

	効力発生前		効力発生後		
	株式数	議決権個数	株式数	議決権個数	端数株式
例①	<b>2,300</b> 株	<b>2</b> 個	<b>460</b> 株	<b>4</b> 個	なし
例②	<b>1,804</b> 株	<b>1</b> 個	<b>360</b> 株	<b>3</b> 個	<b>0.8</b> 株
例③	<b>1,000</b> 株	<b>1</b> 個	<b>200</b> 株	<b>2</b> 個	なし
例④	<b>550</b> 株	なし	<b>110</b> 株	<b>1</b> 個	なし
例⑤	<b>156</b> 株	なし	<b>31</b> 株	なし	<b>0.2</b> 株
例⑥	<b>4</b> 株	なし	なし	なし	<b>0.8</b> 株

上記のとおり、**1** 株に満たない端数株式が生じる場合がございます。(例②、⑤、⑥のような場合) この場合は、端数株式のすべてを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買い取りますので、端数株式が発生した株主様にはその処分代金または買取代金を、端数株式の割合に応じてお支払致します。

端数株式の処分代金または買取代金につきましては、平成 29 年 12 月上旬にお支払させて頂く予定です。

また、効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合（例⑥のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となりますので、株主としての地位を失うことになります。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

**Q 6. 受け取る配当金はどうなりますか。**

A 6. 株主様が所有する当社株式は、株式併合により減少致しますが、株式併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定する予定ですので、株式併合を理由とした受取配当金総額に変化はございません。（業績変動その他要因による変化は除きます）ただし、株式併合により生じた端数株式には配当が生じません。具体的には下記例示をご参照下さい。

	効力発生前	効力発生後	備考
a) ご所有株式数	1,000 株	200 株	5 分の 1 に減少
b) 1 株当たり配当金	8 円	40 円	5 倍に増加
c) 受取配当金(a)*b))	8,000 円	8,000 円	変化なし

**Q 7. 株主自身で必要な手続きはありますか。**

A 7. 事前のお手続きについては、特段の必要はございません。

なお、上記 Q 5 に記載のとおり、5 株未満の株式については、株式併合により端数株式となります。端数株式の取扱いは Q 5 に記載のとおりですが、効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うことになります。効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数変更および株式併合、並びに単元未満株式数の買取り制度、その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社もしくは、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせ下さい。

(株主名簿管理人)

〒168-8507

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社証券代行部

TEL 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間：平日9:00～17:00 (土・日・祝祭日等を除く)

以上